

仕様書

1 委託業務名

京都の生物多様性に関する意識向上等に向けた動画制作業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3 委託金額の上限

金1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 本業務の目的

(1) 目的

生物多様性に関心が低い方を含め、幅広い方々が京都の生物多様性の現状や京都の文化・暮らしと生物多様性の関わりを知り、自分ごととして受け止め、具体的な行動につなげるため、動画を制作する。

(2) 用途

市民、事業者、観光客に京都市の生物多様性と京都の文化・暮らしとの関わりを視聴者が実感し、生物多様性保全の取組を知りたい・関わりたいという意欲の喚起につなげる生物多様性関連イベント等において、発信する。

5 委託業務の概要

(1) 動画内容

視聴者層を意識し、以下の2つの切り口から動画を制作すること。なお、①②の2点についても留意のうえ制作を行うこと。

ア 生物多様性に関心が低い方を含め、幅広い方々が、日々の文化や生活など身近なことを切り口に京都の生物多様性について知ることができ、自分ごととして受け止められる動画（初級編）

イ 生物多様性保全に向けた具体的な行動案を示し、京都の生物多様性に関して、自分ごととして受け止めた方々が行動に移すことを促進する動画（行動変容編）

① 制作の留意点

- ・「京都の生物多様性」について、興味を持ちやすいシンプルかつ具体的なメッセージにより、幅広い方々に伝わる内容（趣旨、コンセプト、シナリオ、デザイン、ナレーション、音楽・効果音等）とすること。
- ・実写／アニメーションは問わない。
- ・音声も入れた動画とするが、視覚のみでもわかりやすく伝わる内容とすること。
- ・動画コンテンツは、原則として字幕を入れたものを制作すること。
- ・複数年にわたり、時期を問わず放映できる汎用性のある内容とすること。（毎年数値が変動するようなデータや素材は利用しないこと。）

② 映像の用途

- ・ 本市関連のイベント、学校、講座・セミナー等での放映
- ・ インターネットでの配信等、本市事業の周知啓発一般
- ・ タクシー車内等のデジタルサイネージでの放映

(2) 動画数

(1) ア及びイのテーマに基づき、30秒間の動画を各1本以上制作すること。

※ 具体的な制作本数については、契約締結後に、受託者からの提案に基づき決定する。

(3) 動画データの規格

フォーマット		MP4形式（拡張子.mp4）
ファイルサイズ		1GB以下
コンテナ		MPEG-4（拡張子.mp4）
ビデオ	コーデック	MPEG-4 AVC/H.264
	ビットレート	10Mbps以下
	画像解像度	フルHD以下（1920×1080px以下）
	画面アスペクト比	16：9（1920×1080px）
	フレームレート	30.000fps以下
オーディオ	平均ラウドネス値	-24.0LKFS
	コーデック	AAC LC
	ビットレート	384kbps以下
	サンプリングレート	48.0kHz

※ その他詳細な仕様は、契約締結後に本市から提示する。

6 納品

(1) 納品物

制作した動画データはDVD10枚に収録し（各ファイル形式、音声あり・音声なしバージョンをそれぞれ収録）、提出すること。

(2) 納品期限

令和9年3月19日（金）午後5時まで

※ 個別の動画データの提出時期については、受託者からの提案に基づき決定する。

(3) 納品先

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課（担当：高橋、明石）

〒604-8588

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 本庁舎1階

TEL：075-222-3951

FAX：075-213-0922

メールアドレス：k-kyosei@city.kyoto.lg.jp

7 制作手順

(1) 受託事業者は、着手時に本市と構成内容及びスケジュールについて協議を行う。

(2) 受託事業者は、(1)の協議に基づき、シナリオ案及び絵コンテ等を作成し、本市に提出する。

- (3) 本市は、提案された企画案を校正（3回程度）し、シナリオ等を確定する。
- (4) 受託事業者は、シナリオ等に基づき本市と十分協議を行いながら、収録・編集の作業を行う。

8 その他

(1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託事業者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託事業者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て本市に引き渡すものとする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託事業者の責任において処理すること。

(4) 著作権の取扱い

本委託業務により生じた著作権については、すべて本市に帰属するものとし、企画、イラスト、ナレーション音声、音楽等の権利関係については、受託者において調整すること。

(5) 納品後の瑕疵

納品後に瑕疵が発覚した場合、委託期間が経過していたとしても、その瑕疵に対して適切に対処すること。

(以上)